

# 指定地域密着型サービス事業者

## 自主点検表(令和6年6月版)

### 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
e-mail	
開設法人の名称	
開設法人の代表者名	
管理者名	
記入者名	
記入年月日	令和 年 月 日

小川町長生き支援課

# 指定地域密着型サービス事業者自主点検表の作成について

## 1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。そこで町では、介護サービスごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

## 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

※ 「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 18 厚労令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
平 18 厚労令 36	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
基準解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
町条例	小川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年小川町条例第 4 号）
町条例(予防)	小川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年小川町条例第 5 号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
平 18 厚労告 126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
報酬留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平 18 厚労告 128	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）
平 12 厚告 27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）
平 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
平 27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）

## 指定地域密着型サービス事業者自主点検表 目次

## 第1 認知症対応型通所介護

(基本方針、人員・設備・運営に関する基準) . . . 4

## 第2 介護予防認知症対応型通所介護

(基本方針、人員・設備・運営に関する基準) . . 44

第3 介護給付費の算定及び取扱い 50

第4 その他 . . . . . 81

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
<b>第1－1 基本方針 (認知症対応型通所介護)</b>			
基本方針	<p>認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> ない	町条例 60条 (平18厚労令 34第41条)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
<h1>第1－2 人員に関する基準</h1> <h2>(認知症対応型通所介護)</h2>			
基本的事項	<p>※ 「常勤」（用語の定義）</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 117 号）第 13 条第 1 項に規定する措置をいう。以下同じ。）又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととします。例えば、1 つの事業者によって行われる認知症対応型通所介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、認知症対応型通所介護事業所の管理者と認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求め</p>		基準解釈通知 第 1・2・2(3)

	<p>られる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。</p> <p>※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義）</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>※ 「常勤換算方法」（用語の定義）</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であつて、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿つて事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</p>		<p>基準解釈通知 第1・2・2(4)</p> <p>基準解釈通知 第1・2・2(1)</p>
--	---	--	---

## 第1－2－1 人員に関する基準 (単独型・併設型認知症対応型通所介護)

基本的事項	<p>※ 単独型認知症対応型通所介護及び併設型認知症対応型通所介護（以下第1－2－1、第1－3において認知症対応型通所介護という）</p> <p>① 単独型認知症対応型通所介護とは、以下の社会福祉施設等に併設されていない事業所において行われる認知症対応型通所介護をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院その他社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設又は特定施設</li> </ul> <p>② 併設型認知症対応型通所介護とは、①の社会福祉施設等に併設されている事業所において行われる認知症対応型通所介護をいいます。</p>	<p>基準解釈通知 第3・3・2(1)①～③</p>
	<p>※ 認知症対応型通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される認知症対応型通所介護をいいます。例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>① 認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合</p> <p>② 午前と午後とで別の利用者に対して認知症対応型通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。</p>	
	<p>※ 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業者の実情に応じて、適當数の従業者を配置してください。</p>	
	<p>※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利</p>	

	<p>用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいいます（なお、利用定員の上限は 12 人以下）。</p> <p>従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して認知症対応型通所介護を提供する場合であって、それぞれの認知症対応型通所介護の定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数 10 人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p> <p>※ 同一事業所で複数の単位の認知症対応型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。</p>		
1 生活相談員	<p>(1) 認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る）が勤務している時間数の合計数を当該認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p>※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとしています。</p> <p>① 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>イ 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>ウ 社会福祉士</p> <p>エ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>オ アからエまでと同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）</p> <p>② これと同等以上の能力を有すると認められる者（町では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。）</p> <p>※ 「当該認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とします。</p> <p>例えば、1 単位の認知症対応型通所介護を実施</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 61 条 第 1 項第 1 号 (平 18 厚労令 34 第 42 条第 1 項第 1 号)</p> <p>基準解釈通知 第 3 . 3 . 2(1)③ホ</p>

	<p>している事業所の提供時間数を 6 時間とした場合、6 時間の勤務時間数を 1 人分確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時となり、提供時間数は 8 時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>なお、指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも当該利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。</p> <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。</p>		
	<p>(2) 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち 1 人以上を常勤としていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 61 条第 6 項 (平 18 厚労令 34 第 42 条第 6 項)</p>
<p>2 看護職員又は介護職員</p>	<p>(1) 認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員の員数を、専ら当該認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が 1 人以上及び当該認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る）が勤務している時間数の合計数を当該認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p>※ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師</p> <p>※ 看護職員又は介護職員については、認知症対応型通所介護の単位ごとに 2 人以上配置する必</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 61 条第 1 項第 2 号 (平 18 厚労令 34 第 42 条第 1 項第 2 号)</p> <p>基準解釈通知 第 3 . 3 . 2(1)③へ</p>

	<p>要がありますが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではありません。</p> <p>※ 「当該認知症対応型通所介護を提供している時間数」とは、当該認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。</p> <p>※ 「専ら当該認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ってください。</p>		
	<p>(2) 認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上当該認知症対応型通所介護に従事させていますか。</p> <p>※ 看護職員又は介護職員は認知症対応型通所介護の単位ごとに常時1人以上確保することとされていますが、これは看護職員又は介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行ってください。例えば当該認知症対応型通所生活介護の単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務延時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時1人以上が確保されるよう配置を行う必要があります。</p> <p>※ 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には他の認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるとされていることから、例えば複数の単位の認知症対応型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいては単位を超えて柔軟な配置が可能です。</p>	<p>いる · いない</p>	<p>町条例第61条 第2項 (平18厚労令 34第42条第2項)</p> <p>基準解釈通知 第3·3· 2(1)③へ</p>

3 機能訓練指導員	<p>機能訓練指導員を1人以上配置していますか。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができます。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。</p> <p>① 理学療法士 ② 作業療法士      ③ 言語聴覚士 ④ 看護職員      ⑤ 柔道整復師 ⑥ あん摩マッサージ指圧師      ⑦ はり師 ⑧ きゅう師</p> <p>※ ⑦はり師及び⑧きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。</p> <p>※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第61条第1項第3号 (平18厚労令34第42条第1項第3号)</p> <p>町条例第61条第5項 (平18厚労令34第42条第5項)</p> <p>基準解釈通知 第3・3・2(1)③ト</p>
4 利用定員	利用定員は12人以下となっていますか。	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第61条第4項 (平18厚労令34第42条第4項)</p>
5 指定介護予防認知症対応型通所介護と一体的に運営されている場合の従業者の数	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町条例(予防)第5条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。		<p>町条例第61条第7項</p>

<p>6 管理者</p>	<p>(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所で認知症対応型通所介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該単独型・併設型指定認知症対応型通所生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合）などは、一般的には管理業務に支障があると考えられます。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 62 条 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 43 条第 1 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3 . 3 . 2(1)④イ</p>
	<p>(2) 管理者は、適切な認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。</p> <p>※ 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成 24 年 3 月 16 日老高発 0316 第 2 号、老振発 0316 第 2 号、老老発 0316 第 6 号通知。以下「地域密着研修通知」という。）」1 の(1)の認知症対応型サービス事業管理者研修を指します。</p> <p>※ ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の県における研修の開催状況等をふまえ、新たに管理者を配置し、かつ、町からの推薦を受けて県に研修の申込みを行い、当該管理者が研修を修了することが確実</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 62 条 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 43 条第 2 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3 . 3 . 2(1)④ロ</p>

	に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。		
--	--	--	--

## 第1－2－2 人員に関する基準 (共用型認知症対応型通所介護)

基本的事項	<p>※ 共用型認知症対応型通所介護とは、認知症対応型共同生活介護事業所もしくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型特定施設もしくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにに行う認知症対応型通所介護をいいます。</p>		基準解釈通知 第3・3・2(2)(1)
1 従業者の員数	<p>認知症対応型共同生活介護事業所もしくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「本体事業所等」という。）の利用者、地域密着型特定施設の入居者又は地域密着型介護老人福祉施設の入所者と共に認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、町条例第110条、第130条若しくは第152条又は町条例(予防)第70条の規定を満たすために必要な員数を配置していますか。</p> <p>※ 利用者数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者数については利用者数に4分の3を乗じて得た数とし、7時間以上8時間未満、8時間以上9時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に1を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定することとします。</p>	いる ・ いない	町条例第64条 第1項 (平18厚労令 34第45条第1項)  基準解釈通知 第3・3・2(2)(2)

<p>2 利用定員等</p>	<p>(1) 共用型認知症対応型通所介護事業所における利用定員については、次に掲げる事業所の種類に応じた数となっていますか。</p> <p>ア (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 共同生活住居ごとに1日当たり3人以下となる数</p> <p>イ 地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型地域密着型介護老人福祉施設を除く。） 施設ごとに1日当たり3人以下となる数</p> <p>ウ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 ユニットごとに当該ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数</p> <p>※ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員については、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合、共同生活住居ごとに1日当たり3人以下とし、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の場合、施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とします。</p> <p>1日当たりの利用定員とは、共同生活住居、施設又はユニットごとに、1日の同一時間帯に受け入れができる利用者の数の上限です。したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、1日の利用延べ人数が当該利用定員を超えることもあります。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第65条第1項 (平18厚労令34第46条第1項)</p> <p>基準解釈通知 第3・3・2(2)(3)</p>
	<p>(2) 事業者は、次の事業について3年以上の経験を有していますか。</p> <p>① 指定居宅サービス事業 ② 指定地域密着型サービス事業 ③ 指定居宅介護支援事業 ④ 指定介護予防サービス事業 ⑤ 指定地域密着型介護予防サービス事業 ⑥ 指定介護予防支援事業 ⑦ 介護保険施設の運営 ⑧ 指定介護療養型医療施設サービス事業</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第65条第2項 (平18厚労令34第46条第2項)</p>

<p>3 管理者</p>	<p>(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができるものとします。</p> <p>a 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合</p> <p>b 本体事業所等（町条例第 64 条第 2 項に規定する本体事業所等をいう。）の職務に従事する場合</p> <p>c 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所に駆けつけることができない体制となっている場合）などは、管理業務に支障があると考えられます。</p> <p>d a 及び b のいずれにも該当する場合</p> <p>e b 及び c のいずれにも該当する場合</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 66 条第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 47 条第 1 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3 . 3 . 2(2)④イ</p>
	<p>(2) 管理者は、適切な共用型認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。</p> <p>※ 地域密着研修通知 1 の(1)の認知症対応型サービス事業管理者研修を指します。</p> <p>※ ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、町からの推薦を受けて県に研修の申込みを行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 66 条第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 47 条第 2 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3 . 3 . 2(2)④ロ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
<b>第1－3 設備に関する基準 (単独型・併設型認知症対応型通所介護)</b>			
1 設備及び備品等	<p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 設備は、専ら当該認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければなりません。ただし、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。</p>	いる ・ いない	<p>町条例第63条第1項 (平18厚労令34第44条第1項)</p> <p>町条例第63条第3項 (平18厚労令34第44条第3項)</p>
2 食堂及び機能訓練室	<p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3m<sup>2</sup>に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。</p> <p>※ 狹隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、認知症対応型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な認知症対応型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護事業所と居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能です。</p> <p>ただし、単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と、単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。</p> <p>① 当該部屋等において認知症対応型通所介護の機能訓練室等と通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>② 認知症対応型通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、通所リハ</p>	いる ・ いない	<p>町条例第63条第2項第1号ア (平18厚労令34第44条第2項第1号イ)</p> <p>町条例第63条第2項第1号イ (平18厚労令34第44条第2項第1号ロ)</p> <p>基準解釈通知第3・3・2(1)⑤ハ</p> <p>基準解釈通知第3・3・2(1)⑤ニ</p>

	<p>ビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。</p> <p>※ また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は共用が可能です。</p> <p>※ なお、設備を共用する場合、町条例第80条により準用する町条例第59条の16第2項において認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。</p>		
3 相談室	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。	いる ・ いない	町条例第63条第2項第2号 (平18厚労令34第44条第2項第2号)
4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	いる ・ いない	基準解釈通知第3・3・2(1)⑤口
5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合	<p>認知症対応型通所介護の提供以外の目的で、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に認知症対応型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に町長に届け出ていますか。</p> <p>宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告していますか。</p> <p>※ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに町長に届け出るよう努めてください。</p>	いる ・ いない	町条例第63条第4項 (平18厚労令34第44条第4項)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
<b>第1－4 運営に関する基準 (認知症対応型通所介護)</b>			
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営規程の概要</li> <li>② 認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制</li> <li>③ 事故発生時の対応</li> <li>④ 苦情処理の体制</li> <li>⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</li> </ul> <p>※ 同意は、利用者及び認知症対応型通所介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>※ 従業者の「員数」については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。</p>	いる ・ いない	町条例第9条準用 (平18厚労令34第3条の7準用)  基準解釈通知第3・1・4(2)準用  基準解釈通知第3・1・4(21)①準用
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>過去1年間に利用申込みを断った事例 有・無</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</li> <li>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</li> <li>③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</li> </ul> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p>	いない ・ いる	町条例第10条準用 (平18厚労令34第3条の8準用)  基準解釈通知第3・1・4(3)準用
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の認知症対応型通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる ・ いない	町条例第11条準用 (平18厚労令34第3条の9準用)
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	いる ・ いない	町条例第12条第1項準用

	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めていますか。	いる ・ いない	(平18厚労令34第3条の10準用)
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	町条例第13条第1項準用 (平18厚労令34第3条の11準用)
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	町条例第13条第2項準用 (平18厚労令34第3条の11準用)
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる ・ いない	町条例第14条準用 (平18厚労令34第23条準用)
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	町条例第15条第1項準用 (平18厚労令34第3条の13準用)
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	町条例第15条第2項準用 (平18厚労令34第3条の13準用)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 法定代理受領サービス以外の利用者 有・無	いる ・ ない	町条例第16条準用 (平18厚労令34第3条の14準用)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	いる ・ ない	町条例第17条準用 (平18厚労令34第3条の15準用)

10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、認知症対応型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p>	いる ・ いない	町条例第18条準用 (平18厚労令34第3条の16準用)  基準解釈通知第3・1・4・(10)準用
11 サービスの提供の記録	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症対応型通所介護の提供日</li> <li>② サービスの内容</li> <li>③ 保険給付の額</li> <li>④ その他必要な事項</li> </ul>	いる ・ いない	町条例第20条第1項準用 (平18厚労令34第3条の18第1項準用)  基準解釈通知第3・1・4(12)①準用
	<p>(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は<u>5年</u>間保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間</p>	いる ・ いない	町条例第20条第2項準用 (平18厚労令34第3条の18第2項準用)  町条例第79条第2項第2号 基準解釈通知第3・1・4(12)②準用

12 利用料等の受領	<p>(1) 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される認知症対応型通所介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならぬことを規定したものです。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第21条第1項準用（平18厚労令34第24条第1項準用） 基準解釈通知第3・1・4(13)①準用</p>
	<p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない認知症対応型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである認知症対応型通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる認知症対応型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>① 利用者に、当該事業が認知症対応型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、認知症対応型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>③ 会計が認知症対応型通所介護の事業の会計と区分されていること。</p>	<p>いない ・ いる</p>	<p>町条例第21条第2項準用（平18厚労令34第24条第2項準用） 基準解釈通知第3・1・4(13)②準用</p>
	<p>(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>② 通常要する時間を超える認知症対応型通所介護であって、利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ おむつ代</p> <p>⑤ 認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第21条第3項準用（平18厚労令34第24条第3項準用）</p>

	<p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。</p>		基準解釈通知第3・3・3(1)②
	<p>(4) (3)⑤の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)に沿って適切に取り扱われていますか。</p>	いる ・ いない	
	<p>(5) (3)③に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日厚労告419号)に沿って適切に取り扱われていますか。</p>	いる ・ いない	
	<p>(6) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第21条第4項準用(平18厚労令34第24条第4項準用)
	<p>(7) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p>	いる ・ いない	法第41条第8項準用
	<p>(8) (6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p>※ 医療費控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者)の領収証には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください。(「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号を参照)</p>	いる ・ いない	施行規則第65条
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	いる ・ いない	町条例第22条準用(平18厚労令34第3条の20準用)
14 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	<p>(1) 認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、個々の利用者に応じて作成された認知症対応型通所介護計画に基づいて行われるものですが。ただし、その実施の方法においては、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。</p>	いる ・ いない	町条例第69条第1項(平18厚労令34第50条第1項) 基準解釈通知第3・3・3(1)①

	(2) 自らその提供する認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる ・ いない	町条例第 69 条第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 50 条第 2 項)
15 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	(1) 認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況を踏まえ、妥当適切に行ってていますか。	いる ・ いない	町条例第 70 条第 1 号 (平 18 厚労令 34 第 51 条第 1 号)
	(2) 認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 ※ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければなりません。	いる ・ いない	町条例第 70 条第 2 号 (平 18 厚労令 34 第 51 条第 2 号) 基準解釈通知第 3・3・3(1)②
	(3) サービスの提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 ※ 認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ① あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置づけられていること。 ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。	いる ・ いない	町条例第 70 条第 3 号 (平 18 厚労令 34 第 51 条第 3 号) 基準解釈通知第 3・3・3(1)③
	(4) 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 「サービスの提供方法等」とは、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事、日課等も含むものです。	いる ・ いない	町条例第 70 条第 4 号 (平 18 厚労令 34 第 51 条第 4 号) 基準解釈通知第 3・3・3(1)④
	(5) 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行っていませんか。	いない ・ いる	町条例第 70 条第 5 号 (平 18 厚労令 34 第 51 条第 5 号)

	<p>(6) 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p>※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は <u>5年間</u> 保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間</p>		町条例第70条第6号 (平18厚労令34第51条第6号) 基準解釈通知第3・3・3(1)⑤ 町条例第79条第2項第3号
	<p>(7) 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第70条第7号 (平18厚労令34第51条第7号)
	<p>(8) 認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。</p>	いる ・ いない	町条例第70条第8号 (平18厚労令34第51条第8号)
16 認知症対応型通所介護計画の作成	<p>(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験の有る者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当計画のとりまとめを行わせることが望されます。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、「地域密着研修通知」2の(1)の②の「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していることが望されます。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関する従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。</p>	いる ・ いない	町条例第71条第1項 (平18厚労令34第52条第1項) 基準解釈通知第3・3・3(2)①～③
	<p>(2) 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	いる ・ いない	町条例第71条第2項 (平18厚労令34第52条第2項) 基準解釈通知第3・3・3(2)④

	<p>(3) 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 71 条第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 52 条 第 3 項)  基準解釈通知 第 3・3・3(2)⑤</p>
	<p>(4) 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p>※ 交付した認知症対応型通所介護計画は、<u>5年間</u> 保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 71 条第 4 項 (平 18 厚労令 34 第 52 条第 4 項)  町条例第 79 条第 2 項第 1 号</p>
	<p>(5) 従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 71 条第 5 項 (平 18 厚労令 34 第 52 条第 5 項) 基準解釈通知 第 3・3・3(2)⑥</p>
	<p>(6) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第 13 条第 12 号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>基準解釈通知 第 3・3・3(2)⑦</p>
17 利用者に関する町への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 28 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 26 準用)</p>

18 緊急時等の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる ・ いない	町条例第 29 条第1項準用 (平18厚労令34第12条準用)
19 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	いる ・ いない	町条例第 30 条第1項準用 (平18厚労令34第28条準用)
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる ・ いない	町条例第 30 条第2項準用 (平18厚労令34第28条準用)
20 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ 営業日及び営業時間  ④ 指定認知症対応型通所介護の利用定員  ⑤ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額  ⑥ 通常の事業の実施地域  ⑦ サービスに当たっての留意事項  ⑧ 緊急時における対応方法  ⑨ 非常災害対策  ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項  ⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ ③の「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う認知症対応型通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を併せて明記してください。  例えば、サービス提供時間（8時間）の前に連続して1時間、後ろに連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行う認知症対応型通所介護事業所にあっては、当該認知症対応型通所介護事業所の営業時間は10時間であるが、運営規程には、サービス提供時間8時間、延長サービスを行う時間2時間とそれぞれ記載すること。</p>	いる ・ いない	町条例第 31 条 (平18厚労令34第54条)

基準解釈通知第3・3・3(3)

	<p>※ ⑤の「認知症対応型通所介護の内容」は、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。</p> <p>「利用料」には、法定代理受領サービスである認知症対応型通所介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない認知症対応型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては基準第49条第3項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。</p> <p>※ ⑥の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ 虐待防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）</p>		
21 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	いる ・ いない	町条例第32条第1項準用（平18厚労令34第30条第1項準用） 基準解釈通知第3・2の2・3(6)①準用
	<p>(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。</p> <p>※ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p>	いる ・ いない	町条例第32条第2項準用（平18厚労令34第30条第2項準用） 基準解釈通知第3・2の2・3(6)②準用
	<p>(3) 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。この場合において、事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	いる ・ いない	町条例第32条第4項準用（平18厚労令34第30条第3項準用） 基準解釈通知第3・2の2・3(6)③準用

	<p>※ 認知症介護に係る基礎的な研修の義務付けの対象となるない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 新卒採用、中途採用を問わず事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修課程を受講させてください。</p> <p>※ 当該認知症介護に係る基礎的な研修の義務付けの適用（新たに採用した従業者に対する研修の義務付けの適用を含む。）は、令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）</p>		
	<p>(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事業主が講すべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>① 事業主が講すべき措置の具体的な内容</p> <p>事業主が講すべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意していただきたい内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第32条第5項準用（平18厚労令34第30条第4項準用）</p> <p>基準解釈通知 第3・1・4(22)⑥準用</p>

	<p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。</p> <p>② 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその華族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望まれます。</p>		
22 定員の遵守	<p>利用定員を超えて認知症対応型通所介護の提供を行っていますか。</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。</p>	いる ・ いない	町条例第 59 条の 14 準用 (平18 厚労令 34 第 31 条準用)
23 非常災害対策	<p>(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p>	いる ・ ない	町条例第 59 条の 15 第 1 項準用 (平18 厚労令 34 第 32 条第 1 項準用)  基 準 解 釈 通 知 第 3・2 の 2・3(8)① 準用

	<p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせてください。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>		
	<p>(2) (1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p>※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	いる ・ いない	町条例第59条の15第2項準用 (平18厚労令34第32条第2項準用) 基準解釈通知 第3・2の2・3(8)②準用
24 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定等は、令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）</p> <p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染症に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</li> <li>イ 初動対応</li> <li>ウ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</li> </ul> </li> <li>② 災害に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</li> <li>イ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</li> <li>ウ 他施設及び地域との連携</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウィルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。</p> <p>※ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。</p> <p>※ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延防止のための指</p>	いる ・ いない	町条例第32条の2第1項準用 (平18厚労令34第3条の30の2第1項準用) 基準解釈通知第3・2の2・3(7)①準用 基準解釈通知第3・2の2・3(7)②準用

	針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的な計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。		
	<p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望されます。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行ってください。</p> <p>※ 定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望されます。また、研修の実施内容について記録してください。</p> <p>※ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。</p> <p>※ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	いる ・ いない	<p>町条例第32条の2第2項準用 (平18厚労令34第3条の30の2第2項準用)</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・3(7)①準用</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・3(7)③準用</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・3(7)④準用</p>
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	いる ・ いない	<p>町条例第32条の2第3項準用 (平18厚労令34第3条の30の2第3項準用)</p>
25 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設及び備品等について衛生的な管理に努めていますか。	いる ・ いない	<p>町条例第33条第2項準用 (平18厚労令34第33条第1項準用)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(9)①準用</p>

	<p>※ 衛生管理等については、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>		
	<p>(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>	いる ・ いない	町条例第 33 条第 3 項準用（平 18 厚労令 34 第 33 条第 2 項準用）
	<p>※ 「事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会」（以下「感染対策委員会」という。）は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望まれます。</p> <p>※ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。</p> <p>※ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要があります。</p> <p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p>		基準解釈通知第 3・2 の 2・3(9)②準用

	<p>※ 平常時の対策としては事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、町における事業所関係課等の関係機関等の連携、行政等への報告等が想定されます。</p> <p>また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。</p> <p>※ 定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望まれます。また、研修の実施内容についても記録が必要です。</p> <p>※ 研修の実施は、「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。</p> <p>訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上ででのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>※ 「感染症の予防又はまん延の防止のための措置」は、令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）</p> <p>※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p>		
	<p>(3) 従業者の健康診断を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 非常勤職員も含め、常時使用する労働者に対して、1年以内（深夜業等に従事する従業員は6か月以内）ごとに1回の定期的な実施が義務付けられています。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第44条・第45条</p>

26 掲示	<p>(1) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項の掲示を行っていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要な事項とは、当該事業所の運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。</p> <p>※ 重要な事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第34条第1項準用 (平18厚労令34第3条の32準用) 基準解釈通知 第3・1・4(25)準用 町条例第34条第2項</p>
	<p>(2) 重要な事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ 「重要な事項のウェブサイトへの掲載」は、令和7年4月1日より適用。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。</p> <p>※ 重要な事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、掲示をする際は、次に掲げる点に留意する必要があります。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>ウ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する認知症対応型共同生活介護事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行なうことが望まれます。</p> <p>なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行なう必要がありますが、これを同条第2項や基準省令第183条第1項の規定による措置に代えることができます。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第34条第3項準用 (平18厚労令34第3条の32第3項準用) 基準解釈通知第3・1・4(25)①準用</p>
27 秘密保持等	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第35条第1項準用 (平18厚労令34第3条の33第1項準用)</p>

	<p>※ 従業者でくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>		基準解釈通知第3・1・4・(26)②準用
	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	いる ・ いない	町条例第35条第3項準用(平18厚労令34第3条の33第3項準用) 基準解釈通知第3・1・4(26)③準用
	<p>(4) 「個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成29年4月14日厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要            ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと            ② 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること            ③ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つよう努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること            ④ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと            ⑤ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと            ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より            本ガイドラインでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業所における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」(平成16年4月2日)閣議決定)及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。</p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>	いる ・ いない	
28 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	いない ・ いる	町条例第36条準用(平18厚労令34第3条の34準用)

29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない ・ いる	町条例第37条準用 (平18厚労令34第3条の35準用)
30 苦情処理	<p>(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">マニュアル 有・無</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事務所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する対応についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等です。</p> <p>※ なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「25掲示」に準ずるものとします。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第1項準用 (平18厚労令34第3条の36第1項準用)  基準解釈通知第3・1・4(28)①準用
	<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望まれます。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間</p>	いる ・ いない	町条例第38条第2項準用 (平18厚労令34第3条の36第2項準用)  基準解釈通知第3・1・4(28)②準用  条例第79条第2項第5号
	<p>(3) 町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該町の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第3項準用 (平18厚労令34第3条の36第3項準用)
	<p>(4) 町からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を町に報告していますか。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第4項準用 (平18厚労令34第3条の36第4項準用)
	<p>(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第5項準用 (平18厚労令34第3条の36第5項準用)

	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	いる ・ いない	町条例第38条第6項準用(平18厚労令34第3条の36第6項準用)
31 地域との連携等	<p>(1) 事業者は、認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員又は当該認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下この項目において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けていますか。</p> <p>→直近の開催状況を記入してください。</p> <p>年 月 日 年 月 日</p> <p>※ 運営推進会議は、認知症対応型通所介護事業所が、利用者、町職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとしてすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものです。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>また、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、認知症対応型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p>	いる ・ いない	町条例第39条第1項準用(平18厚労令34第34条第1項準用)

	<p>イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、町区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p>		
	<p>(2) (1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間</p>	いる ・ いない	町条例第39条第2項準用(平18厚労令34第34条第2項準用) 基準解釈通知第3・2の2・3(10)②準用
	<p>(3) 利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、町との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「町が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く町が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	いる ・ いない	町条例第39条第3項準用(平18厚労令34第34条第4項準用) 基準解釈通知第3・1・4(29)④準用
	<p>(4) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第39条第4項準用(平18厚労令34第34条第5項準用)
32 事故発生時の対応	<p>(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>マニュアル 有・無</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望まれます。</p>	いる ・ いない	町条例第40条第1項準用(平18厚労令34第35条第1項準用) 基準解釈通知第3・2の2・3(11)①準用
	<p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間</p>	いる ・ いない	町条例第40条第2項準用(平18厚労令34第35条第2項準用) 条例第79条第2項第6号
	<p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p>	いる ・	町条例第40条第3項準用(平18厚労令

	<p>※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p>	いない	34 第 35 条第 3 項準用) 基 準 解 釈 通 知第 3・2 の 2・3(11)② 準用
33 虐待の防止	<p>(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※ 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、「虐待防止検討委員会」という。）</p> <p>虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まれます。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであります、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。</p>	いる ・ いない	条例第 40 条の 2 準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 38 の 2 準用)  基 準 解 釈 通 知第 3・1・4(31)準用

	<p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。</p> <p>キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。</p> <p>② 虐待の防止のための指針</p> <p>指針には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修</p> <p>研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行ってください。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録が必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <p>虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望まれます。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の事業所の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措</p>		
--	---	--	--

	<p>置を適切に実施するための担当者</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待の防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）</p>		
34 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）</p> <p>② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）</p>	いる ・ いない	町条例第41条準用 (平18厚労令34第3条の39準用)  基準解釈通知第3・1・4(28)準用
35 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>① 認知症対応型通所介護計画書</p> <p>② 町条例第80条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 町条例第80条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>④ 町条例第80条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 町条例第80条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑥ 町条例第80条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>【町独自基準】5年間</p> <p>※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。</p>	いる ・ いない	町条例第79条第1項 (平18厚労令34第60条第1項)  町条例第79条第2項 (平18厚労令34第60条第2項)  基準解釈通知第3・2の2・3(13)準用

36 電磁的記録等	<p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されているもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができます。</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下この項目において「事業者等」という。）は、条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行なうことができることとしています。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、条例第203条第1項において電磁的記録により行なうことができるとされているものは、①及び②に準じた方法による方法によること。</p> <p>④ また、電磁的記録により行なう場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	条例第204条第1項 (平18厚労令34第183条第1項)
-----------	--	----------------------------------

<p>(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。</p> <p>※ 事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の同意を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</li> <li>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</li> <li>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&amp;A」を参考にすること。</li> <li>④ その他条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、条例又は基準解釈通知等の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</li> <li>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</li> </ul>		<p>条例第204条第2項 (平18厚労令34第183条第2項)</p> <p>基準解釈通知第5・2</p>
---	--	--

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
<b>第2－1 基本方針 (介護予防認知症対応型通所介護)</b>			
基本方針	介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第4条 (平18厚労令 36第4条)
<b>第2－2－1 人員に関する基準 (単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護)</b>			
人員基準	単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、小川町指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすこともって、単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		町条例(予防) 第5条第7項 (平18厚労令 36第5条第7項)
<b>第2－2－2 人員に関する基準 (共用型介護予防認知症対応型通所介護)</b>			
人員基準	共用型介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、小川町指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすこともって、共用型介護予防認知症対応型通所介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		町条例(予防) 第8条第2項 (平18厚労令 36第8条第2項)

## 第2－3 設備に関する基準 (単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護)

設備基準	<p>単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、小川町指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>		町条例(予防) 第7条第5項 (平18厚労令36第7条第5項)
------	---	--	---------------------------------------

## 第2－4 運営に関する基準 (介護予防認知症対応型通所介護)

1 介護予防サービス費の支給を受けるための援助	<p>利用申込者が介護保険法施行規則第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出こと等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。</p> <p>また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第18条 (平18厚労令36第18条)
	<p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第41条第1項 (平18厚労令36第41条第1項)
	<p>(2) 自らその提供する介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第41条第2項 (平18厚労令36第41条第2項)
2 介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	<p>(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第41条第3項 (平18厚労令36第41条第3項)

	<p>(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。</p> <p>※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第41条第4項 (平18厚労令36第41条第4項)  基準解釈通知 第4・3・1(1)③</p>
	<p>(5) サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p>※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第41条第5項 (平18厚労令36第41条第5項)  基準解釈通知 第4・3・1(1)②</p>
3 介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	<p>(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第42条第1項 第1号(平18厚労令36第42条第1号)</p>
	<p>(2) 管理者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第42条第1項 第2号(平18厚労令36第42条第2号)</p>
	<p>(3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第42条第1項 第3号(平18厚労令36第42条第3号)  基準解釈通知 第4・3・1(2)②</p>

<p>(4) 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 4 号(平 18 厚 労令 36 第 42 条 第 4 号)</p>
<p>(5) 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画書を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付していますか。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、<u>5年間</u>保存しなければなりません。 【町独自基準】5年間</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 5 号(平 18 厚 労令 36 第 42 条 第 5 号)</p> <p>基準解釈通知 第 4 · 3 · 1(2)(3)</p>
<p>(6) サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行ってていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 6 号(平 18 厚 労令 36 第 42 条 第 6 号)</p>
<p>(7) サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 7 号(平 18 厚 労令 36 第 42 条 第 7 号)</p>
<p>(8) サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 8 号(平 18 厚 労令 36 第 42 条 第 8 号)</p>
<p>(9) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 9 号(平 18 厚 労令 36 第 42 条 第 9 号)</p>
<p>(10) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。</p>	<p>いない ・ いる</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 10 号(平 18 厚労令 36 第 42 条第 10 号)</p>
<p>(11) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 11 号(平 18 厚労令 36 第 42 条第 11 号)</p>

<p>(12) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p>※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 12 号 (平 18 厚労令 36 第 42 条第 12 号) 基準解釈通知 第 4 . 3 . 1(2)(5)</p>
<p>(13) 従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 13 号 (平 18 厚労令 36 第 42 条第 13 号)</p>
<p>(14) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p>※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 14 号 (平 18 厚労令 36 第 42 条第 14 号) 基準解釈通知 第 4 . 3 . 1(2)(6)</p>
<p>(15) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行ってください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第 42 条第 1 項 第 15 号 (平 18 厚労令 36 第 42 条第 15 号) 基準解釈通知 第 4 . 3 . 1(2)(6)</p>

	<p>(16) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該介護予防サービス計画を作成している指定介護予防支援事業者から介護予防認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>基準解釈通知 第4・3・ 1(2)⑦</p>
	<p>(17) (1)から(14)までの規定は、介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第42条第1項 第16号 (平18厚労令 36第42条第 16号)</p>
<p>4 その他運営基準</p>	<p>その他運営基準は、認知症対応型通所介護事業の運営基準と同様です。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
--------	-----------	--------	-------

### 第3 介護給付費の算定及び取扱い

1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 3 認知症対応型通所介護費」（介護予防認知症対応型通所介護においては、平成18年厚生労働省告示第128号の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費」）により算定していますか。	いる ・ いない	平18厚労告126第1号 (予防) 平18厚労告128第1号
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	いる ・ いない	平18厚労告126第2号 (予防) 平18厚労告128第2号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	いる ・ いない	平18厚労告126第3号 (予防) 平18厚労告128第3号

2 所要時間による区分の取扱い	<p>(1) 現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、認知症対応型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。</p> <p>① 居宅サービス計画及び認知症対応型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合</p> <p>② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合</p> <p>また、現在訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではありません（平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.1)問52）。</p> <p>※ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。（平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.1)問54）</p> <p>※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の認知症対応型通所介護の提供が認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には認知症対応型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、認知症対応型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。</p> <p>※ 同一日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の認知症対応型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの認知症対応型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。</p>	いる ・ いない	平18厚労告126別表3の注1 報酬留意事項通知第2・3の2(1)準用
-----------------	---	----------------	--

	<p>(2) 利用者の数又は看護職員もしくは介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合</li> <li>② 看護職員又は介護職員の員数が、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 42 条(単独・併設型)又は第 45 条(共用型)に定める員数に満たない場合</li> </ul> <p>※ ①定員超過利用関係</p> <p>1 月間(歴月)の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p> <p>※ ①定員超過利用関係</p> <p>利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。</p> <p>※ ①定員超過利用関係</p> <p>災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減額を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。</p> <p>※ ②人員基準欠如関係</p> <p>ア 人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。</p> <p>イ 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます)。</p>	<p>いる ・ いない</p> <p>平 18 厚労告 126 別表 3 の注 1 平 12 厚告 27 第 6 号</p>
--	---	--

3 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っていること。</p> <p>イ 虐待防止のための指針を整備していること。</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 2 回及び新規採用時）に実施していること。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていること。</p> <p>※ これらの事実が生じた場合、速やかに改善計画を町長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を町長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 5 注 2 平 27 厚労告 95 第 51 号の 12 の 2  報酬留意事項 通知 第 2・4(2)
4 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>感染症や非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該行う継続計画に従い必要な措置を講じていること。</p> <p>※ 当該減算は、上記基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p> <p>※ なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的な計画を策定している場合には、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。</p>	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 5 注 3 平 27 厚労告 95 第 51 号の 12 の 3  報酬留意事項 通知 第 2・4(3)

5 短時間の場合の算定	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定しています。</p> <p>※ 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。なお、2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護であっても、認知症対応型通所介護本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。</p>	いる ・ いない	平18厚労告126別表3の注4  報酬留意事項通知第2・4(4)										
6 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い	<p>感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、町長に届け出た認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができます。</p> <p>※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算については、「通所介護等において、感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価に係る考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号）」を参照してください。</p>	いる ・ いない	平18厚労告126別表3の注5  報酬留意事項通知第2・4(5)										
7 連続して延長サービスを行った場合に係る加算	<p>算定対象時間（8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の所要時間とその前後に連続して行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <table border="0" data-bbox="330 1596 952 1776"> <tr> <td data-bbox="330 1596 774 1635">① 9時間以上10時間未満の場合</td> <td data-bbox="774 1596 952 1635">50単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 1635 774 1673">② 10時間以上11時間未満の場合</td> <td data-bbox="774 1635 952 1673">100単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 1673 774 1711">③ 11時間以上12時間未満の場合</td> <td data-bbox="774 1673 952 1711">150単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 1711 774 1749">④ 12時間以上13時間未満の場合</td> <td data-bbox="774 1711 952 1749">200単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 1749 774 1776">⑤ 13時間以上14時間未満の場合</td> <td data-bbox="774 1749 952 1776">250単位</td> </tr> </table> <p>※ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、</p> <p>① 9時間の認知症対応型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合</p> <p>② 9時間の認知症対応型通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。</p>	① 9時間以上10時間未満の場合	50単位	② 10時間以上11時間未満の場合	100単位	③ 11時間以上12時間未満の場合	150単位	④ 12時間以上13時間未満の場合	200単位	⑤ 13時間以上14時間未満の場合	250単位	いる ・ いない	平18厚労告126別表3の注6  報酬留意事項通知第2・3の2(6)準用
① 9時間以上10時間未満の場合	50単位												
② 10時間以上11時間未満の場合	100単位												
③ 11時間以上12時間未満の場合	150単位												
④ 12時間以上13時間未満の場合	200単位												
⑤ 13時間以上14時間未満の場合	250単位												

	<p>また、当該加算は、認知症対応型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、</p> <p>③ 8時間の認知症対応型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、認知症対応型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間-9時間)の延長サービスとして200単位が算定されます。</p> <p>なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当事業所を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の認知症対応型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできません。</p>	
8 入浴介助加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行って当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 入浴介助加算(I) 40単位  (2) 入浴介助加算(II) 55単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 入浴介助加算(I)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。</p> <p>② 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。</p> <p>(2) 入浴介助加算(II)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (1)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。</p>	<p>加算I  ·  加算II  ·  いない</p> <p>平 18 厚労告 126 別表3の注8</p> <p>平 27 厚労告 95 第14号の5</p>

	<p>③ 当該指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。</p> <p>④ ③の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。</p> <p>※ 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるのですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などをを行うことで、結果として身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となります。</p> <p>なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとします。</p> <p>※ 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものです。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。</p> <p>※ 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自分で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴できるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものです。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定に關係する者は、利用者の状態に応じ、自分で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施します。</p> <p>a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するに当たっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価します。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自分で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定認知症対応型通所介護事業所に対しその旨情報共有します。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意してください。</p>	<p>報酬留意事項 通知 第2・4(11)</p>
--	---	---------------------------

	<p>(※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行います。</p> <p>なお、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えありません。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければなりません。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>b 指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成します。なお、個別の入浴計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画に代えることができるものとします。</p> <p>c b の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えありません。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものとします。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。</p>		
9 生活機能向上連携加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算します。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p>	加算Ⅰ · 加算Ⅱ · いない	平18厚労告126別表3の注7

<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この※において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>② 個別機能訓練計画に基づき利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>③ (1)①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月に 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>② 個別機能訓練計画に基づき利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>③ (2)①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月に 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。</p>	<p>平 27 厚労告 95 第 15 号の 2</p> <p>報酬留意事項 通知 第 2-4(8)</p>
<p>※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定に当たって、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。</p>	
<p>※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定において「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。</p>	
<p>※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定において個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者の ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及び IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテー</p>	

	<p>ション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握したうえで当該指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行います。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。</p>	
	<p>※ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。</p> <p>なお、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。</p>	
	<p>※ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。</p>	
	<p>※ 生活機能向上連携加算(I)の算定に当たり、機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。</p> <p>理学療法士等は機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者等に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明します。また、利用等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	
	<p>※ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。</p>	
	<p>※ 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できません。</p>	
	<p>※ 生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定認知症</p>	

	<p>対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行ってください。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。</p> <p>※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定において機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者及びその家族の意向を確認の上、当該利用者の ADL や IADL の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。</p> <p>※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定において理学療法士等は 3 月ごとに 1 回以上指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について、評価した上で機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。</p> <p>※ なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。</p>		
10 個別機能訓練加算	<p>認知症対応型通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「理学療法士等」という。）を 1 人以上配置しているものとして町長に届け出た認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を加算している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として 1 月に 20 単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。</p> <p>※ 個別訓練機能加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行なった機能訓練（個別機能訓練）について算定します。</p>	加算 I · 加算 II · いない	平 18 厚労告 126 別表 3 の注 10  報酬留意事項 通知 第 2・4(9)

	<p>※ 個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1人以上配置している認知症対応型通所介護の単位の利用者に対して行います。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となります。ただし、この場合、理学療法士等が配置されている曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。なお、認知症対応型通所介護事業者の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めません。</p> <p>※ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行います。なお、認知症対応型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。</p> <p>※ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上、利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録してください。</p> <p>利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療・情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。</p> <p>※ 個別機能訓練加算(Ⅱ)を取得する場合、厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの情報提出、情報頻度については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。</p>		
11 ADL 維持等加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の同月から起算して12月までの</p>	加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ いない	平18厚労告126別表3の注11 平27厚労告94第16号の2

期間) の満了日の属する月の翌月から 12 月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。

- (1) ADL 維持等加算(Ⅰ) 30 単位  
(2) ADL 維持等加算(Ⅱ) 60 単位

※ 厚生労働大臣が定める基準

- ① ADL 維持等加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア 評価対象者（当該事業所の利用期間（イにおいて「評価対象利用期間」という。）が 6 月を超える者をいう。以下同じ。）の総数が 10 人以上であること。

イ 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という）と、当該月の翌月から起算して 6 月目（6 月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において、ADL を評価し、その評価に基づく値（以下「ADL 値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。

ウ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から評価対象利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL 利得」という。）の平均値が 1 以上であること。

- ② ADL 維持等加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア ①のア及びイの基準に適合するものであること。

イ 評価対象者の ADL 利得の平均値が 3 以上であること。

平 27 厚労  
告 95  
第 16 号の  
2

※ ADL 維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について

① ADL の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとします。

② 大臣基準告示第 16 号の 2 イ (2) における厚生労働省への ADL 値の提出は、LIFE を用いて行うこととします。LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。

③ 大臣基準告示第 16 号の 2 イ (3) 及びロ (2) における ADL 利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から、評価対象利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値に次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定した ADL 値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とします。

ADL 値が 0 以上 25 以下	1
ADL 値が 30 以上 50 以下	1
ADL 値が 55 以上 75 以下	2
ADL 値が 80 以上 100 以下	3

④ ③において ADL 利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL 利得の多い順に、上位 100 分の 10 に相当する利用者（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これに切り捨てるものとします。）及び下位 100 分の 10 に相当する利用者（その数に 1 未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとしま

報酬留意事  
項 通知 第  
2・4(8)

	<p>す。) を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)とします。</p> <p>⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして町長に届け出ている場合は、届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期間とします。</p> <p>⑥ 令和 6 年度については、令和 6 年 3 月以前より ADL 維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ADL 利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から 12 月に限り算定を継続することができます。</p>		
12 若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して認知症対応型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき 60 単位を所定単位数に加算していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>※ 担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。</p> </div>	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 3 の注 12   平 27 厚労告 95 第 18 号  報酬留意事項 通知 第 2・4(12)
13 栄養アセスメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として 1 月につき 50 単位を所定単位数に加算していますか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しません。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(栄養改善加算において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定認知症対応型通所介護事業所であること。</p>	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 3 の注 13

<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>※ 栄養アセスメント加算算定に係る注意事項</p> <p>① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。</p> <p>② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行ってください。</p> <p>③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、アからエまでに掲げる手順により行ってください。あわせて、利用者の体重については1月毎に測定してください。</p> <p>ア 利用者ごとの栄養状態のリスクを、利用開始時に把握してください。</p> <p>イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行ってください。</p> <p>ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じた栄養食事相談、情報提供等を行ってください。</p> <p>エ 低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼してください。</p> <p>④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。</p> <p>⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。</p>	<p>平 27 厚労告 95 第 18 号の 2 報酬留意事項 通知 第 2・4 (13)</p>
---	---

14 栄養改善加算	<p>次の(1)～(5)のいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位（予防は1月につき200単位）を所定単位数に加算していますか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>(5) 利用定員・人員基準に適合している認知症対応型通所介護事業所であること。</p> <p>※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置してください。</p> <p>※ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者です。</p> <p>① BMIが18.5未満である者</p> <p>② 1～6ヶ月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号）厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</p> <p>③ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>④ 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>⑤ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>なお、次のような問題を有する者については、上記①～⑤のいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む）</li> <li>・ 生活機能の低下の問題</li> <li>・ 褥瘡に関する問題</li> <li>・ 食欲の低下の問題</li> <li>・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当</li> </ul>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平18厚労告126別表3の注14</p> <p>報酬留意事項通知第2・4(14)</p>
-----------	--	-------------------------	---

	<p>する者などを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に 関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む）</li> <li>・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）</li> </ul>	
	<p>※ 栄養改善サービスの提供は、次のイからヘまでに掲げる手順を経てください。</p> <p>ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、認知症対応型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。</p> <p>ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。</p> <p>オ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。</p> <p>カ サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。</p>	
	<p>※ おおむね3月ごとの評価の結果、栄養改善サービスの提供が必要と認められる、①～⑤のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供してください。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	
		平27厚労告95第19号

15 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しません。</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位  (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準の基準</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング加算(I)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>(5) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(II)</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると</p>	<p>加算I  ・  加算II  ・  いない</p>	<p>平18厚労告126別表3注15</p> <p>平27厚労告95第19号の2</p>
-------------------	---	---	--

	<p>判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。</p> <p>③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① ア(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>④ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p>	
	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算について</p> <p>① 口腔・栄養スクリーニングの算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意して下さい。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。</p> <p>② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、大臣基準第51号の6項に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。</p> <p>③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照してください。</p> <p>ア 口腔スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 硬いものを避け、柔らかいものを中心いて食べる者</li> <li>b 入れ歯を使っている者</li> <li>c むせやすい者</li> </ul> <p>イ 栄養スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a BMIが18.5未満である者</li> <li>b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</li> <li>c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</li> <li>d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</li> </ul> <p>④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニング加算を算定する。</p>	<p>報酬留意事項通知第2・4(15)準用</p>

	<p>リーニングを継続的に実施してください。</p> <p>⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。</p>		
16 口腔機能向上加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>(1) 口腔機能向上加算(I) 150単位  (2) 口腔機能向上加算(II) 160単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 口腔機能向上加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 利用定員・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>イ 口腔機能向上加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) ア(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次の①～③のいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者です。</p>	加算I ・ 加算II ・ いない	平18厚労告126別表3の注16
			平27厚労告95第51号の13

	<p>① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の 3 項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者      ② 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の 3 項目のうち、2 項目以上が「1」に該当する者      ③ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p> <p>※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できません。</p> <p>※ 口腔機能向上サービスの提供は、次のアからオまでに掲げる手順を経てください。</p> <p>ア 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。</p> <p>イ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、認知症対応型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。</p> <p>ウ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>エ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね 3 月ごとに口腔機能状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。</p> <p>オ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとすること。</p> <p>※ おおむね 3 月ごとの評価の結果、次の①又は②のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供してください。</p> <p>① 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者      ② 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者</p> <p>※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFE を用いて行うこととします。LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並</p>	
--	---	--

	<p>びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の実施(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。</p>		
17 科学的介護推進体制加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として1月に40単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって(1)に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 科学的介護推進体制加算について</p> <p>① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注17に掲げる要件を満たした場合に当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。</p> <p>② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。 LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の対象とはなりません。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。</p> <p>イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。</p> <p>ウ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。</p> <p>エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。</p>	いる ・ いな い	平18厚労告126別表3の注17

18 指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合	<p>認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 「同一建物」とは、当該認知症対応型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に認知症対応型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該認知症対応型通所介護事業所の認知症対応型通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。</p> <p>※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該認知症対応型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について認知症対応型通所介護計画に記載してください。</p> <p>また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録してください。</p>	いる ・ いない	平18厚労告126別表3の注19  報酬留意事項通知第2・4(18)
19 送迎を行わない場合	<p>利用者に対して、その居宅と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 利用者が自ら指定認知症対応型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定認知症対応型通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。</p> <p>※ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはなりません。</p>	いる ・ いない	平18厚労告126別表3の注20  報酬留意事項通知第2・4(19)
20 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(II) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(III) 6単位</p>	加算I ・ 加算II ・ 加算III ・ いない	平18厚労告126別表3のハ

<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 次のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。</p> <p>イ 認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。</p> <p>② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること</p> <p>② (1)②に該当するものであること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 次のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること</p> <p>イ 認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>② (1)②に該当するものであること。</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用います。</p> <p>※ 前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）においては、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合、直ちに届出を提出しなければなりません。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月目以降、届出が可能となります。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者とします。</p> <p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。具体的には、令和 2 年 4 月における勤続年数 3 年以上の者とは、令和 2 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上である者をいいます。勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。</p> <p>同一の事業所において介護予防認知症対応型通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p>	<p>平 27 厚労告 95 第 52 号</p> <p>報酬留意事項 通知 第 2・4(20)</p>
--	--

<p>21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、認知症対応型通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(I) 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(II) 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(III) 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(IV) 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数</p>	<p>加算I ・ 加算II ・ 加算III ・ 加算IV ・ いない</p>	<p>平18厚労告126別表3の二</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(I)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 当該指定認知症対応型通所介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>イ 当該指定認知症対応型通所介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>② 当該指定認知症対応型通所介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。</p>		<p>平27厚労告95第53号</p>

	<p>④ 当該指定認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定認知症対応型通所介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>⑩ 認知症対応型通所介護におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出していること。</p> <p>（2）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）  （1）①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（3）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  （1）①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（4）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  （1）①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
22 介護職員等処遇改善加算Ⅴ	<p>令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>（1）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数</p> <p>（2）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 153 に相当する単位数</p> <p>（3）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 151 に相当する単位数</p>	いる ・ いない	平 18 厚労告 128 別表 6 ニ注 2

	<p>(4) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数</p>	
--	---	--

※厚生労働大臣が定める基準

(1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- ② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

	<p>(4) 介護職員等処遇改善加算（V）(4)      次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算（V）(5)      次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算（V）(6)      次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算（V）(7)      次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>  a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>  b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>  a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>  b a について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算（V）(8)      次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善</p>	
--	---	--

	<p>加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出でおり、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出でおり、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)</p>	
--	---	--

	<p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>　b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施 又は研修の機会を確保していること。</p> <p>　b a について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>　b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>　b a について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出いないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件</p>	
--	---	--

	<p>(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>		
23 認知症対応型通所介護のサービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、認知症対応型通所介護費は算定していませんか。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 3 の注 18
23 介護予防認知症対応型通所介護費	(1) 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防認知症対応型通所介護費は算定していませんか。	いる ・ いない	平 18 厚労告 128 別表 1 の注 17
	(2) その他の介護予防認知症対応型通所介護費の算定については、「第3介護給付費の算定及び取扱い」を適宜参照してください。	いる ・ いない	平 18 厚労告 128 別表 1

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
--------	-----------	--------	-------

## 第4 その他

1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出ていますか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地  ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（認知症対応型通所介護事業に関するものに限る）  ④ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要  ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴  ⑥ 運営規程</p> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町長に届け出してください。</p>	いる ・ いない	<p>法第78条の5 第1項</p> <p>施 行 規 則 第 131条の13第 4号</p> <p>法第78条の5 第2項</p>
2 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。</p>	いる ・ いない	<p>法第115条の35第1項</p> <p>施 行 規 則 第 140条の43、 44、45</p>

3 業務管理体制の整備	<p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。            (届出先)</p> <p>① 指定事業所が 3 以上の方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣            ② 指定事業所が 2 以上の都道府県に所在し、かつ、2 以下の方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事            ③ すべての指定事業所が 1 の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事            ④ すべての指定事業所が 1 の指定都町の区域に所在する事業者・・・指定都市の長            ⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が小川町に所在する事業者・・・小川町長</p> <p>※ 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者は、「方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所数 20 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備届出事項：法令遵守責任者</li> <li>・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</li> </ul> <p>イ 事業所数 20 以上 100 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程</li> <li>・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</li> </ul> <p>ウ 事業所数 100 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施</li> <li>・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方針の概要</li> </ul>	いる ない	法第 115 条の 32 第 1 項、第 2 項  施行規則 第 140 条の 39、40
	<p>(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え方(方針)を定め、職員に周知していますか。</p>	いる ない	

<p>(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>※ 行っている具体的な取組（例）の①から⑤を○で囲むとともに、⑤については、その内容を御記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護報酬の請求等のチェックを実施</li> <li>② 内部通報、事故報告に対応している</li> <li>③ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している</li> <li>④ 法令遵守規程を整備している</li> <li>⑤ その他（ ）</li> </ul>	<p>いる ・ いない</p>	
<p>(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	